

独立役員届出書

1. 基本情報

会社名	大阪製鐵株式会社			コード	5449
提出日	2020/5/29	異動（予定）日	2020/6/25		
独立役員届出書の提出理由	定時株主総会に社外役員の選任議案が付議されるため				
☒ 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している（※1）					

2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役／社外監査役	独立役員	役員の属性（※2・3）													異動内容	本人の同意
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	該当なし		
1	石川 博紳	社外取締役	○										△					有
2	松沢 伸也	社外取締役	○													○		有
3	高見 秀一	社外監査役	○													○		有
4	杉本 茂次	社外監査役	○													○	新任	有

3. 独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明（※4）	選任の理由（※5）
1	石川博紳氏は、過去に当社と取引関係がある三井物産株式会社の業務執行者を務めておりました。なお、当社と同社との取引額は僅少です。	石川博紳氏は、総合商社における長年の勤務経験で得られた豊富な業務知識やグローバルな視点での企業経営に係る経験が、当社のコーポレート・ガバナンスの強化に資すると判断しております。また、同氏は、過去に当社と取引関係がある三井物産株式会社の業務執行者を務めておりました。なお、当社と同社との取引額は僅少です。そのため、一般株主と利益相反の生じるおそれがないことから、独立性についても確保されていると判断しております。
2	該当事項なし	松沢伸也氏は、他社における長年の勤務経験で得られた豊富な業務知識や企業法務に係る経験が、当社のコーポレート・ガバナンスの強化に資すると判断したこととあわせ、東京証券取引所が定める独立性の基準にも抵触しておりません。そのため、一般株主と利益相反の生じるおそれがないことから、独立性についても確保されていると判断しております。
3	該当事項なし	高見秀一氏は、弁護士としての専門的な見識に基づき、客観的な立場から監査を行うことができることとあわせ、東京証券取引所が定める独立性の基準にも抵触しておりません。そのため、一般株主と利益相反の生じるおそれがないことから、独立性についても確保されていると判断しております。
4	該当事項なし	杉本茂次氏は、公認会計士としての豊富な経験と専門的な見識に基づき、客観的な立場から監査を行うことができることとあわせ、東京証券取引所が定める独立性の基準にも抵触しておりません。そのため、一般株主と利益相反の生じるおそれがないことから、独立性についても確保されていると判断しております。

4. 補足説明

※1 社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。

※2 役員の属性についてのチェック項目

- a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b. 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与（社外監査役の場合）
- c. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d. 上場会社の親会社の監査役（社外監査役の場合）
- e. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- j. 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- k. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- l. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）

以上のa～lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることにご留意ください。

※3 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。

※4 a～lのいずれかに該当している場合には、その旨（概要）を記載してください。

※5 独立役員の選任理由を記載してください。